

第5章 計画の推進体制の構築

1 消費者教育推進拠点としての消費生活センターの機能の充実

消費生活センターは、消費生活相談を受けるとともに出前講座などの啓発活動を実施しています。今後、消費者教育の推進拠点を目指し、消費者行政職員及び消費生活相談員による機能の充実を図ります。

(主な取組)

◆消費者教育に関する情報の収集及び提供、広報の充実

- 消費者教育に関連する資料や教材、支援メニューの情報、消費相談などによって把握した消費者トラブルの現状、国や県の動向など、様々な消費者教育に関する情報を収集、整理し、注意喚起などの情報発信や、様々な問い合わせへの情報提供を行う情報拠点として機能の充実を図ります。
- 消費生活センターの業務や取組に関して、あらゆる機会を捉え積極的に広報を行い、広く市民に消費に関する相談窓口として消費生活センターの周知を図ります。
- 対面やイベント等以外に、デジタルメディアを活用した情報提供や多様な媒体を活用し、情報発信等、消費者教育の推進に努めます。

◆関係機関との協力体制、役割分担の明確化

- 国や県、近隣自治体との協力体制を強化し、連携して消費者教育に取り組むことにより、相乗的効果を図ります。
- 県や市関係課との情報共有・意見交換を定期的に行い、相互に役割分担を確認しながら協力体制のもと、効果的な消費者教育の推進を図ります。
- 国や県の開催する消費者行政担当職員に対する会議・研修に積極的に参加し、情報収集や意見交換に努めます。

◆消費者教育におけるコーディネート機能の整備

- 国、県や地域や学校など様々な消費者教育の主体の取組の連携や、消費者教育のニーズと取組のマッチングなど、消費者教育推進に向けたコーディネート役として機能できるよう、積極的に情報共有を図ります。

◆担い手育成に向けた支援

- 国や県が実施する消費生活相談員向けの専門研修へ積極的に参加し、消費生活相談員のスキルアップを図ります。
- 市職員への研修を実施し、消費者教育の意義や本市における消費者教育の取組について周知を図ります。
- 教育機関関係者や地域で活動する団体等における消費者教育の担い手育成に向けた取組に対して、出前講座の実施や講師派遣、教材等の提供を行います。
- 鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者啓発寸劇など、各種団体による消費者教育の推進に向けた活動を支援します。

2 計画全体の推進体制の構築

■鳥取市消費者行政審議会による連絡調整、実施の検証

- 消費者教育の推進に向け、消費者団体、事業者団体、教育関係者など消費者教育の担い手となる様々な主体による取組が展開されるよう、本計画の周知を図ります。
- 消費者教育推進法に基づく消費者教育推進地域協議会※の役割を担う組織として設置した鳥取市消費者行政審議会において、本計画による取組状況を報告し、効果的な事業実施に向けた意見交換と情報共有、関係機関の連絡調整を図り、本計画の着実な推進を図ります。

3 成果の検証

■目標の設定及び検証・評価

- 本計画に基づき推進していく消費者教育を実行性のあるものとするため、重点施策に対する目標を設定し、審議会において、毎年度、取組成果の報告をもとに検証・評価を行います。
- 審議会による成果の検証・評価を踏まえ、消費者教育の更なる推進に向け目標の見直しを検討します。

※消費者教育推進地域協議会とは

推進法第20条に基づき、都道府県及び市町村に設置するよう努めなければならない協議会。

(役割) ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

②消費者教育推進計画を作成又は変更に関して意見を述べること。

(構成) 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の市町村の関係機関等